

議案第 6 4 号

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、予防接種費用の助成に関する事務及び就学援助費の支給に関する事務において特定個人情報の利用を明記する必要があるため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年大口町
条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１町長の項に次のように加える。

大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）で あつて規則に定めるもの
--

別表第１教育委員会の項に次のように加える。

大口町就学援助費の支給に関する事務であつて規則に定めるもの

別表第２町長の項に次のように加える。

大口町予防接種費用の助成に関する事 務（法定事務に定めるものを除く。） であつて規則に定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定める もの
--	-------------------------

別表第２教育委員会の項に次のように加える。

大口町就学援助費の支給に関する事務 であつて規則に定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定める もの及び生活保護法による保護の実施 に関する情報であつて規則で定めるも の
-----------------------------------	--

別表第３教育委員会の項に次のように加える

大口町就学援助費の支給に関する 事務であつて規則に定めるもの	町長	地方税関係情報であつて規則で定 めるもの及び生活保護法による保 護の実施に関する情報であつて規 則で定めるもの
-----------------------------------	----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
町長	略		町長	略	
	大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの			大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	
	大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）であって規則に定めるもの			教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であって規則に定めるもの
教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であって規則に定めるもの				
	大口町就学援助費の支給に関する事務であって規則に定めるもの				
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
町長	略	略	町長	略	略
	大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの		大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	教育委員会	略	略
教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの			
	大口町就学援助	地方税関係情報で			

新				旧			
	<u>費の支給に関する事務であって規則に定めるものの</u>		<u>あつて規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</u>				
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であつて規則に定めるもの	町長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの	教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であつて規則に定めるもの	町長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
	<u>大口町就学援助費の支給に関する事務であつて規則に定めるもの</u>	町長	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</u>				

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する事務以外で特定個人情報を利用する場合には、各自治体が条例で独自利用事務として定めることとされています。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町条例第26号。以下「番号利用条例」という。）を制定した平成27年12月の時点においては、予防接種費用の助成に関する事務は番号法に規定された事務の範囲内と解釈していました。以後、国から提供される資料を基に精査したところ、法定接種以外の接種（高齢者肺炎球菌ワクチン接種、風疹抗体検査及び風疹ワクチン接種）は番号法に規定された事務には当たらないことが判明しました。本町で実施している予防接種費用の助成に関する事務においては、これまで特別な規定をせずに、申請者から同意を得ることで課税情報を利用していましたが、特定個人情報である課税情報の利用が必須でありますので、独自利用事務としての規定を追加するものです。

また、就学援助費の支給に関する事務においては、これまで特別な規定をせずに、当該就学児童の保護者から同意を得ることで課税情報を利用していましたが、特定個人情報に当たる課税情報の利用については、独自利用事務としての規定することが適当でありますので、当該事務を追加するものです。

2 改正の概要

(1) 個人番号を利用する事務としての追加（別表第1関係）

番号利用条例第4条第1項の規定に基づき、個人番号を利用する事務として予防接種費用の助成に関する事務及び就学援助費の支給に関する事務を別表第1に追加するものです。

(2) 当該事務で利用する特定個人情報を追加（別表第2関係）

番号利用条例第4条第3項の規定に基づき、予防接種費用の助成に関する事

務及び就学援助費の支給に関する事務で利用する特定個人情報を別表第2に追加するものです。

(3) 執行機関間での特定個人情報の提供を追加（別表第3関係）

番号利用条例第5条第1項の規定に基づき、就学援助費の支給に関する事務において、町長部局から教育委員会に対する特定個人情報の提供について別表第3に追加するものです。

3 規則で定める内容について

(1) 町長部局

ア 規則名

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
(平成27年大口町規則第29号)

イ 内 容

本町において実施する「個人番号を利用する事務」と「その事務において利用する特定個人情報」について規定しています。

町の独自利用として、今回の改正で追加する「予防接種費用（法定接種以外の接種）の助成に関する事務」については、具体的な予防接種の種類（高齢者肺炎球菌ワクチン接種、風疹抗体検査及び風疹ワクチン接種）について規定しています。

(2) 教育委員会部局

ア 規則名

大口町教育委員会に係る個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成27年大口町教育委員会規則第11号）

イ 内 容

本町教育委員会において実施する「個人番号を利用する事務」と「その事務において利用する特定個人情報」について規定しています。

4 施行期日

公布の日から施行します。